

福祉文教常任委員会協議会会議録

1 開会日	平成28年1月20日 午前 9時00分 開会 午前11時03分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	二宮加寿子委員長 三澤龍夫副委員長 坂田よう子委員 竹内恵美子委員 関威國委員 清田文雄委員 柴崎茂委員 吉川重雄議長
4 傍聴議員	奥津勝子議員 玉虫志保実議員 片野哲生議員 高橋英俊議員 鈴木京子議員 渡辺順子議員
5 説明員	中崎町長 栗原副町長 藤家教育長 佐野町民福祉部長 矢野町民課長 添田町民課町民協働係長 植地福祉課長 高尻福祉課高齢福祉係長 山口スポーツ健康課長 吉田スポーツ健康課副課長兼健康増進係長 森田参事(地域総合戦略担当) 瀬戸子育て支援課長 齋藤子育て支援課副課長兼保育園・幼稚園係長 柳田子育て支援課子育て支援係長 岩本教育部長 小島学校教育課長 山口学校教育課副課長兼教育指導係長 辻丸学校教育課副主幹 佐川生涯学習課長 國見郷土資料館長 北水郷土資料館副主幹 大槻総務課長
6 職務のため出席した職員	局長 増尾 克治 書記 波多野昭雄
7 協議等の事項	(1) 人権擁護委員の推薦について (2) 大磯町世代交流センターさざんか荘条例の一部改正(案)について (3) (仮称)大磯町スポーツ健康会議の設置について (4) 町立国府幼稚園の統廃合に伴う認定こども園の誘致について (5) 社会福祉法人エリザベス・サンダース・ホームにおける認定こども園整備について (6) 学校と警察との相互連携に関する協定の締結について (7) 旧吉田茂邸再建事業に関する協定の変更について (8) その他
8 その他	一般傍聴 なし

(1) 人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の推薦について、担当課（町民課）から資料に基づき説明があった。概要は次のとおりある。

3月議会定例会で、人権擁護委員の候補者の推薦をすることについて、議会に意見を求める諮問をする。平成28年6月30日で任期満了となる4人の後任をお願いする。

5つのポイントにまとめた。

1点目は、人権擁護委員は人権擁護委員法に基づき活動する民間ボランティアで、法務大臣から委嘱され人権擁護活動を行う。任期は3年で再任も可能である。

2点目は、28年6月30日に満了になり、28年7月1日から31年6月30日まで委嘱する方を、28年4月6日を期限として推薦をする。

3点目は、人権擁護委員の活動と役割で、人権の相談・人権侵害の被害者の救済・人権啓発活動である。

4点目は、大磯町の人権擁護委員は現在6名で、任期満了となる方が4名である。

5点目は、推薦における留意事項は、人権擁護委員法に基づく適任者、候補者の年齢制限、女性委員の拡大である。

◎主な質疑

特になし

(2) 大磯町世代交流センターさざんか荘条例の一部改正（案）について

大磯町世代交流センターさざんか荘条例の一部改正（案）について、担当課（福祉課）から資料に基づき説明があった。概要は次のとおりある。

3月議会に議案として提出予定で、浴室の使用料を追加する内容である。

世代交流センターさざんか荘は、平成25年度実施の行政評価でD評価を受け、平成26年度に世代交流センターさざんか荘運営委員会を開催し、運営方法を見直した上で継続して利用する方向性の答申を受けた。答申の内容は、老人福祉センター浴室利用の有料化についてで、受益者負担を求めること、利用料は1回200円が適当と判断されている。この答申を受けて使用料を新たに設定するための条例改正を行う。

料金の設定は、大人一人町内の方200円、町外の方300円、子どもと障がい者は町内外にかかわらず一人100円とする。子どもの年齢は小学生以下を想定している。

オイルタンクの改修工事が終了し、入浴サービスは2月から再開し、3月までは使用料が設定されていないため、利用登録者のみ無料利用を行う。

◎主な質疑

特になし

(3) (仮称)大磯町スポーツ健康会議の設置について

(仮称)大磯町スポーツ健康会議の設置について、担当課（スポーツ健康課）から資料に基づき説明があった。概要は次のとおりある。

1として設置理由です。大磯町健康増進計画、第2次大磯町食育推進計画、大磯町スポーツ推進計画の3つの計画は、「健康寿命の延伸」「生きがいづくり」「生活の質の向上」と目指すところが同一であるため、最終年度を統一して次期計画の策定を検討してきた。

次期計画では、健康・食・運動（スポーツ）を一体的に総括する（仮称）大磯町スポーツ健康増進計画の策定及び改定に関し調査審議し、並びに健康づくりに関する重要な事項について意見を建議する機関として、（仮称）大磯町スポーツ健康会議」を新たに大磯町の附属機関として追加設置する。3月議会定例会に提案を予定している。

委員構成案では、学識経験者として健康や運動（スポーツ）関係から2名程度、各種団体として中郡医師会大磯班や平塚歯科医師会など、健康・スポーツ・食の関係団体から7名、公募町民2名、大磯町立校長・園長会1名、平塚保健福祉事務所1名などで15名以内を予定している。

◎主な質疑

問：新たに3つを集約した大磯町スポーツ健康増進計画の審議をするため、委員会、委員会構成に対する議案なのか。

答：附属機関の設置なので、（仮称）大磯町スポーツ健康会議の委員構成の議案である。

問：これを提案する意味がどこにあるのか。町からの報告でいいのではないか。

答：会議の委員構成を附属機関に位置づけ、非常勤特別職の報酬の審議も同時に提案する。

問：スポーツ健康増進計画は、上位の法律でやらなければいけないのか。食育推進計画、健康増進計画、スポーツ推進計画は、全部ひっくるめて常識の範囲で済むような問題で、計画を作って何か意味があるのか。

答：各計画とも上位の法律で、計画の策定に努めなければならないという文言があり、それに基づき健康増進計画・スポーツ推進計画・食育推進計画を策定する。

意見：この計画をつくるかどうかのほうが問題だ。

(4) 町立国府幼稚園の統廃合に伴う認定こども園の誘致について

町立国府幼稚園の統廃合に伴う認定こども園の誘致について、担当課（子育て支援課）から資料に基づき説明があった。概要は次のとおりである。

町立国府幼稚園の統廃合について、昨年7月の今後の方向性からの修正点と今後の進め方を説明する。

認定こども園の概要は、県との調整により、公私連携幼保連携型認定こども園に変更する。公私連携幼保連携型認定こども園は、待機児童対策の一つとして、保育ニーズに効率的に対応するため、民間活力を積極的に活用し整備を進めていく。民営化による子どもへの影響が出ないように、現行の教育・保育等の内容が継続的に行うことができる。公私連携法人は、町が協定に基づき指定し、実際の運営・経営は民間法人が実施する。町は、継続的かつ安定的に施設を運営させるため、立ち入り検査や指導

監督などを行う。町が関与することにより、適正な運営を行うことを担保する。

今後の進め方で、国府幼稚園の統廃合及び認定こども園の誘致スケジュールは、平成 27 年度は統廃合の準備として公募の条件を整理し、国府幼稚園の廃止の条例改正を行う。平成 28 年度は、設置運営法人を公募し、選考委員会で審査決定を行う。決定した法人と調整して、園舎建築の準備として設計を進めていく。平成 29 年度は、園舎の工事を行う。法的な手続きとして設置届出や町の規則改正等がある。平成 30 年度は、運営を開始し、既存の園舎の解体、園庭外溝の整備を実施する。保護者等には必要に応じて説明会を開いていく。

公募の条件は、1 点目、応募資格は認定こども園の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力のある法人とするため、県内で既に幼稚園・保育園または認定こども園を運営している学校法人または社会福祉法人とする。公私連携幼保連携型認定こども園は、認定こども園法の中で学校法人もしくは社会福祉法人与規定されている。

土地・建物等で土地は、20 年間の無償貸し付けを考えている。建築費等は、国・県の補助金、交付金を活用する。町の負担もこの時点で発生してくる。現時点では平成 29 年度の補助メニュー等はまだ示されていないので、確認しながら進めていく。

認定こども園開設後、既存幼稚園の園舎の解体撤去を行う。

運営・保育の内容は、子どもたちへの影響等を考え、合同保育や幼稚園との連携を条件に入れる。町が実施を希望する延長保育や一時保育、特に配慮が必要な児童の受け入れ、自園調理の給食等の提供の条件の一つとする。

選考及び決定は、選考委員会を設置し、書類審査及びプレゼンテーション等を行った上で、審査・選考・決定していく。選考委員会のメンバーは、国府地区の幼稚園・保育園の保護者、国府幼稚園とたかとり幼稚園園区の区長、子ども・子育て会議の委員、学識経験者として幼児教育及び子育てに関する専門的な知識を有する方を考えている。町から副町長、地域総合戦略担当参事、教育部長を考えている。

今年度幼稚園の廃止に関する条例改正があり、3 月議会に付議する。

条例の改正は、国府幼稚園の統廃合に伴い、その方向性を担保する意味で改正を行う。改正内容は、大磯町立の中学校等の設置に関する条例の別表第 3 から国府幼稚園の項を削除し、附則として平成 30 年 4 月 1 日から施行することを新たに加える。

◎主な質疑

問：どんなに子どもの数が減っても、どんな事業者でも今後 20 年間辞めることは許されないことになるのか。

答：20 年間の無償貸し付けであるが、認定こども園事業を辞めた時点で土地を返還してもらうことになるので、特に 20 年間束縛することは考えていない。

問：大磯町の今の状況で待機児童が足りているのなら、やる必要がないのでは。

答：27 年 10 月 1 日現在、待機児童は 24 人である。待機児童は 4 月も 10 月もいる状況である。ニーズは子ども笑顔かがやきプランの中でニーズ調査を行った中で、特に保育ニーズはあるということで進めている。

問：今後社会全体が小さくなるうといっているのに、どうしてするのか。今あるとこ

ろの施設を拡張するとかの考え方なら分かるが。

答：調査した中で幼稚園ニーズは若干減る見込みで、保育ニーズは今後も拡大していくと考えている。新しい建物を建てた後、公立幼稚園、保育園の統廃合等を検討していく。

問：公私連携幼保連携型認定こども園は、今まで町の考えとは言葉だけなのか内容なのか、公的根拠が変わったのか。

答：いままで県の認可が必要な認定こども園として、幼保連携型認定こども園できた。町が運営を担保し、県への届出で認可される公私連携幼保連携型認定こども園とする。

問：今回公私連携をつけた方が町としての裁量が利くという解釈でいいか。

答：法人への立ち入り検査などが可能になり、町の意向等また園の状況等をよりの確に指導していくことができる。

(5) 社会福祉法人エリザベス・サンダース・ホームにおける認定こども園整備について
社会福祉法人エリザベス・サンダース・ホームにおける認定こども園整備について、担当課（子育て支援課）から資料に基づき説明があった。概要は次のとおりである。

認定こども園の整備事業補助金は、平成 27 年 4 月の補正予算で認めていただいた補助事業である。県の安心こども交付金事業費補助金交付要綱が平成 27 年 10 月 2 日に施行され、補助金の額等が変更になり 3 月議会に補正予算を提案する。

変更点の一つ目は、認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の按分方法が変更になり、県との調整で定員数の按分率から対象面積の按分率に変更になった。按分率が保育所部分は 59 パーセントから 63 パーセントに、幼稚園部分は 41 パーセントが 37 パーセントに変更になった。

工事費及び設計費は、案分率と入札等による工事費の変更等があった。保育所部分は約 400 万円の増、幼稚園部分は 1,350 万円の減で、全体では約 950 万円の減額になった。

県補助基本額（上限額）は、県の補助要綱の改正により補助基準額が改正され、補助基準額と実質の支出額を比べてどちらか低い価格が補助基本額になる。保育所部分は基準額の単価が増額された分約 490 万円が増額した。幼稚園部分は、補助基準額の単価が増額したことにより実支出額を超えたので、実支出額が補助基本額に変更になり、約 790 万円の増額となり、合計で約 1,280 万円の補助基本額が増額となる。

今回工事費自体は減になるが、補助基本額は増額する。県及び町の補助率は変更なく、保育所部分は県の補助率が 3 分の 2 で町が 12 分の 1、幼稚園部分は県の補助率が 2 分の 1 で町が 4 分の 1 である。実際の補助額は、県の補助額が 726 万 1,000 円増額された 1 億 3,763 万 9,000 円、町の持ち出しとなる補助額は 240 万円増額した 3,310 万円となる。町が県補助部分も含めて補助金を支出するので、240 万円に県負担分の 726 万 1,000 円を加えた 966 万 1,000 円が 3 月補正の歳出額になる。最終的な補助額は、4 月の補正額 1 億 6,107 万 8,000 円に今回の補正額 966 万 1,000 円を足した 1 億 7,073 万 9,000 円になる。

認定こども園の整備の進捗状況は、現状の写真のとおりである。工事は外壁等の外回りがおおむね終了して、足場は撤去されている。現在、内装工事や給食等の設備に設置を進めている。2月中に完了検査を受け、引渡しを行う予定と聞いている。

◎主な質疑

問：補助金の内訳の変更は、こどもの人数の問題か経営方針の問題か理由は何か。

答：神奈川県のおおむね安心こども交付金事業費補助金交付要綱が改正され、金額等が変更になった。定員等は特に変更はない。

(6) 学校と警察との相互連携に関する協定の締結について

学校と警察との相互連携に関する協定の締結について、担当課（学校教育課）から資料に基づき説明があった。概要は次のとおりである。

平成25年8月23日開催の福祉文教常任委員会協議会で協定締結に向けて準備を進めると報告した。その後、平成26年2月10日に本協定に関する個人情報の取り扱いについて、大磯町個人情報保護制度運営審議会に諮問し、平成27年12月15日付で意見及び付帯意見を付した上で、諮問内容を適当と認めた旨の答申をいただいた。本年1月15日に開催した平成27年度第10回大磯町教育委員会定例会で、個人情報保護制度運営審議会の答申に基づく協定書(案)により協定することの承認をいただき、協定締結の準備が整ったので、説明と報告をする。

本協定による学校警察連携制度の概要で制度の目的は、学校と警察が相互に連携・協力することにより、児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止、健全育成を図る。

制度の内容は、現状では大磯町に個人情報保護条例があるので、通常学校は警察から児童・生徒の個人情報を収集したり、警察に提供したりすることはできない。協定を結び、ルールにのっとり個人情報を共有することにより、児童・生徒支援を連携して行うことができる。

情報提供のケースは、学校が警察から情報提供を受けるのは逮捕事案や犯罪被害のおそれがある事案等で、学校が警察に支援・指導を依頼するのは、いじめ、喫煙、家出、虐待、事件として取り扱われない対教師暴力や生徒間暴力等で、真に連携が必要な場合となる。

県内の制度構築状況は、県教育委員会のほか、33市町村のうち31の市町村教育委員会で既に制度が構築されている。

今後の予定は、2月に正式に協定を締結し、3月に学校やPTA等への周知、4月から制度運用開始を予定している。

大磯町個人情報保護制度運営審議会からの個人情報の取扱いについての答申は、意見及び付帯決議が付されているが、適当と認める旨の答申となっている。

その答申意見を踏まえ協定書案を策定した。大磯町教育委員会として独自に規定した部分は、6ページ第9条の(5)「情報を提供する場合は、原則として児童・生徒本人及びその保護者に通知すること」を明文化した。ただし書きで、「自殺企図や児童虐待等、通知することで児童・生徒に危害が及ぶ危険性がある場合は、児童・生徒

本人及びその保護者、又はそのいずれかへの通知を行わないこと」とした。

制度運用に係るガイドラインで、学校警察連携制度は児童・生徒の「命の安全」「健全育成」「非行防止」「犯罪被害防止」を目的とし、学校が繰り返し指導、支援しても改善が見られないと判断した場合に運用する。指導を全て警察に委ねるのではなく、あくまで日頃の指導は最後まで学校が主体となってい、学校と警察が情報を共有し協働して問題の早期解決を目指す。学校が警察から情報提供を受けるのは、逮捕事案や犯罪被害のおそれがある事案等で、警察から受領した連絡票の写しは、必ず教育委員会に提出する。学校が警察へ支援・指導を依頼するのは、いじめ、喫煙、家出、虐待、事件として取り扱われない対教師暴力や生徒間暴力等で、真に連携が必要な場合である。

真に必要な場合に適切に本制度が運用できるよう、教職員への周知をしっかりと行うことが重要である。協定締結後、制度の運用が始まるまでの間に、全ての教職員に確実に本制度の周知を図る。制度の運用状況は、教育委員に適時報告し、個人情報保護制度運営審議会からの求めがあった場合には報告する。

◎主な質疑

問：この協定の締結は、町から言ったのか、警察から言ったのか。

答：双方必要性があって今回この制度を構築していく。

問：たばこを吸っているレベルの話でそんなことをしなければいけないのか、犯罪が起こってからの話は分かる。こんな協定結んだらとんでもないが。

答：例えば喫煙、飲酒があった場合、学校が警察にこの制度を運用して情報提供はしない。学校は常に何か問題行動があった場合には、児童・生徒への支援・指導を継続して行う。しかし、学校の指導の範囲を超えるような状況、学校での指導では手に負えないような場合に、真に警察と情報を共有して対応することが必要だと判断した場合に限り、この制度を運用することになる。

問：指導しても手に負えないという定義は何か。

答：学校の指導だけでは改まらないということである。

問：改めるまでの期間はどれくらいで、どこを過ぎたら改まらないという定義にするのか。

答：学校の指導範囲を超えて、指導を継続してもなかなか改まらない期間は、明確な定めはない。個々のケースの状況を判断して、この制度を運用するかを判断する。

問：県内の制度構築状況で、33市町村中31市町村が構築済で、あと2つ構築済でないのはどこか。

答：葉山町と大磯町である。

意見：つくったからいいという問題でなく、つくらなくてもきちんと対応しなければいけない。もっと教育委員会がしっかりと指導する。町長も制度が変わり中に入り込むので、しっかりやってほしい。

問：学校警察連携制度が出来ていないから、教育現場で子どもたちに指導をしてい

くときに不十分だというものがあるのか。

答：大磯町の児童・生徒の件で、個人情報を共有して具体的に警察と共同して指導・支援をしていきたいという相談は学校からあった。個人情報の問題があり、具体的な児童・生徒の個人情報を共有して対応できなかった。一般的な相談として警察に相談するしかなかったが、今後は制度を構築し真に必要な場合には個人情報を共有して対応することができる。

問：いままでも教育現場の中で子どもの事について、警察に相談することは幾らでもあったが、ここで改めて制度を立ち上げる必要があるのか。教育現場では制度がないと困るのか。

答：一番のポイントは、個人情報保護条例の規定で学校が児童・生徒の個人情報を警察から収集したり、学校から警察に提供したりすることができなくなった。制度を構築することにより、具体的なケースについて問題解決に当たりたいという相談、あるいは指導依頼ができる。

問：各教職員や学校が、個人情報を厳格に対応しているのか。

答：個人情報保護条例があるので、実際の児童・生徒の個人の氏名を学校から警察に提供することはしていないしできない。

問：なぜいま本当にこの構築が必要だと、教育委員会は思っているのか。多くの市町村に個人情報保護条例があり、今になった理由にはならないのではないのか。子どもの生命や身体を守るため、指導が十分にできないケースが近年発生しているのか。

答：教育委員会は平成 25 年に必要を感じて、平成 26 年 2 月に大磯町個人情報保護制度運用審議会に諮問した。審議会でも慎重に審議され結果、昨年 12 月に答申をいただき、1 月に教育委員会定例会で協定書の案について協議し、2 月に締結で進んでいる。具体的に警察と情報を共有した方が良いと思われるケースは、生徒の所在がわからなくなり、問題行動等が心配されている事案で、学校だけでは対応が困難であり警察と情報を共有して支援・指導に当たりたいケースはある。

問：大磯町個人情報保護制度運営審議会でも慎重に審議した状況で、かなり遅れたのか。大磯町の状況も多様化してきた中で必要ということで、教育長及び教育委員会全体の総意と判断しているのか。

答：平成 24 年、25 年、26 年あたりで県内の市町村教育委員会の制度の構築が一気に進んだ。24 年 4 月 1 日から運用を開始したのが県教育委員会を含め 9 の機関で、残りはそれ以降ということではほぼ同じ時期に大磯町も制度を構築していきたいと考えていた。大磯町は近隣の市町村と比べて、比較的児童・生徒の問題行動や深刻なケースは少ない傾向である。状況もいろいろ変わり生徒の交友関係も広がる中、大磯町も制度が必要ということで、教育委員会において協定の締結の承認をいただいた。

(7) 旧吉田茂邸再建事業に関する協定の変更について

旧吉田茂邸再建事業に関する協定の変更について、担当課（生涯学習課）から資料

に基づき説明があった。概要は次のとおりである。

旧吉田茂邸の再建は、平成 24 年 7 月に大磯町と神奈川県との間で基本協定を締結し、以後年度ごとの協定を締結している。平成 24 年度に基本設計、平成 25 年度に実施設計を行い、平成 26 年 12 月に再建工事の契約をした。平成 26 年度末から工事に着手し、現在平成 27 年度協定に基づき工事が進んでいるが、3 月以降に工期が延長する可能性があるため、基本協定及び年度協定の変更の調整をしている。工期が延長する場合、3 月議会に平成 27 年度協定の変更及び平成 28 年度協定の締結を提案する。

◎主な質疑

問：27 年度の協定書の総額 5 億 1,000 万円は変わらないか。

答：総額に変更はない。

問：期間が何で延びたのか。

答：工期延長の理由は、着工前に新たな埋蔵文化財がありその対応と、施設設備の見直し等があったため工期に影響した。

(8) その他

・保育料の負担軽減の変更について

保育料の負担軽減の変更について、担当課（子育て支援課）から資料に基づき説明があった。概要は次のとおりである。

国から資料のとおり情報提供があり、国が補正予算を審議中で、保育料の負担軽減に係るシステム改修費が可決されたら、町でも 3 月の補正予算にあげる。

・大磯町朝の子どもの居場所づくり事業の実施状況について

大磯町朝の子どもの居場所づくり事業の実施状況について、担当課（子育て支援課）から資料に基づき説明があった。概要は次のとおりである

12 月議会の補正の朝の子どもの居場所づくり事業は、1 月 12 日からスタートしており、報告として資料をまとめた。

◎主な質疑

特になし

その他委員会からの意見はなく、福祉文教常任委員会協議会を終了した。
